

公衆トイレの蛍光管がいつの間にかLEDに変わっていた札幌市の怪

先月号で、札幌市の1059施設36億円のLED化入札の談合疑惑を告発したが、そのすぐ後に不思議な事件が報道された。札幌市の54のトイレの148本の蛍光管がいつの間にかLEDに変わっていたという報道で、全国にも配信された。

テレビや新聞では奇特的な市民がボランティアで交換してくれたのではないかなどという摩訶不思議な解説をしていたが、真実やいかに。

実は報道各位が知らなかった事実がある。今回の札幌市1000件のLED化入札公示のうち700件が公衆トイレのLED化であることを知っていれば、おのずと報道のトーンも変わったものになっていただろう。

わが社のオンラインセミナーでは、「早くLED化しなくては、安定器の寿命が来た時点で

LED資材が調達できなければ停電になる。もしもトイレの蛍光管の安定器が切れたときにLED資材が入手できなければ、そのトイレは長期間真っ暗になり閉鎖せざるを得ない」と講義している。まさに札幌市の公園管理課はそういう事態にならないよう700数十の公衆トイレすべてのLED化を予算化し、入札を公示したのである。

さて、1059施設36億円の大型入札の過半を占める公衆トイレのLED化が計画され、入札の準備がされる中で、トイレのLED化のボランティアおじさんが出現した。ニュースによると、25年の9月ごろからこの現象が起きたという。730のトイレをLED化する入札のためには1年前から現地を調査し見積もりし予算化し議会を通さなくてはならない。

のだから、それまでの応急処置としては、安定器の工事が要らない管交換型のLEDで良いと誰かが判断した。

そこにボランティアおじさんが存在しないのだとすると、「とりあえず直しといて」と依頼する先はどこになるだろう。公園管理課はテレビの記者会見で、「札幌市は預かり知らぬことで、張り紙もし警察にも届けた」との事だが、内部調査は徹底したのだろうか？すでに異動した誰かが「直しておいて」と頼んだ経緯はなかったか。

今の時代、公園には防犯カメラがあるだろうが、このカメラに不審者は写っていないかったのだろうか。夜中にLED蛍光管を抱えて女子トイレに入って行き、何分後かに明かりが点って蛍光管を抱えて出てきた人影が犯

人である。

もしもであるが、この膨大な現地調査と予算化の参考見積もり作業自体に調査費が計上されておらず、特定の企業がボランティアで行ったのだとして、札幌期間までの維持管理も依頼されたその企業は翌年度の入札において、当然のごとく落札を約束されるのではないか。不法侵入と器物破損と窃盗、さらには婦女暴行の可能性まで含めたりスクを覚悟した犯罪をボランティアで行う人間などいない。



▲札幌市が管理する公園の公衆トイレ

先月号で告発した36億円の入札妨害と結びつけると、初めから落札するグループが決まっており、だからこそ執拗に、全国70自治体2000施設以上のLED工



危機管理コンサルタント 越智文雄の 時論・持論・自論

〈第54回〉入札妨害の顛末

公園管理課はこの調査と見積もりをどこの業者、工事屋、照明メーカーに依頼したのか。この膨大な作業に、いくらの調査費を計上したのか。まさにボランティアおじさんには依頼しない。企業に対する明確な契約行為である。

54の公衆トイレの148本が交換

さて、今回の報道では54の公衆トイレの148本が交換されていたという。ここからは、私の個人的な想像であることを断った上で解説するが、このトイレの調査と見積もり作業の中で、当然、蛍光管が切れていたり、もう寿命が目の前にあるものを発見したらどうするだろうか。

今回の仕様書を見るに、札幌市は、管交換ではなく、器具の丸ごと交換を要求している。新品の器具に交換するのは悪いことではないが、工事時間もかかり、費用もかさむ。どうせ来年度に全面的にLED工事を行う

事実績のあるあかりみらいを排除したかったのだという想像が成り立つ。さて、迷探偵コナンの推理はいかがだろうか。この原稿を書いている翌週に、札幌市の入札審議委員会（弁護士や北大教授で構成する第三者委員会）が開かれるがその良識を期待したい。

10月1日に市政記者クラブで緊急会見

と、ユーモア交えて柔らかく終わらせようと思っていたら、顧問弁護士（この人はコロナの時に飲食店は20時に店を閉めろという小池百合子知事に逆らったグローバルダイニング訴訟に勝訴した弁護士である）に次ページに載せた文書が届いた。

全く反省の片鱗も感じさせない役人の勝手な言い草に怒りが再燃したため、10月1日に札幌市政記者クラブで緊急記者会見を行った。新聞5社、テレビ局3社が集まってくれたので、さすがにいつまでも隠蔽し続ける

トイレのボランティアおじさんよりも不思議なのは入札結果を発表しない札幌市環境部である。警察が聞いても、札幌市議員が聞いても、メディアが聞いても答えないとはいっているとか。入札審議委員会からは未だお声がかからないが、聴取するなら双方から話を聴いて判断してもらいたい。

〈筆者略歴〉
株あかりみらい代表取締役。北海道大学卒業後、北海道電力入社。電気事業連合会企画部副部長、北海道洞爺湖サミット道民会議事務局次長、北海道経済同友会などを歴任。電力業界で初代の危機管理担当室長の経験から自治体・企業へのアドバイザーとして活躍。環境・エネルギー問題の専門家。（一社）日本の灯りを護る会代表、（一社）次亜塩素酸水溶液普及促進会議代表理事、自然冷媒開発研究機構理事、日本省エネルギー推進連合会長を務める。札幌にかができる経済人ネットワーク主宰。

札幌工第1128号
令和8年(2026年)9月25日

株式会社あかりみらい
代理人 弁護士 倉持 麟太郎 様

札幌市長 秋元 克広



令和8年8月25日付けで貴殿から提出されました「札幌市市有施設証明LED化事業参加資格に係る求釈明及び要望書」につきまして、下記のとおり回答します。

記

1 要件不適合の判断過程・内容について

本件の判断過程につきましては、令和8年8月10日付け札幌工第731号「入札参加資格判定に係る説明書」にて株式会社あかりみらい(以下「通知人」という。)へ回答したとおりです。

本市は、応募条件の実施実績については、それを示す契約書類(仕様書、設計内訳書、図面等の抜粋など)にて客観的に判断しております。しかし、令和8年7月16日から27日の間に通知人から提出された書類の内容では、それらが令和8年7月16日に提出された工事請負契約書に付属する書類であるという事実が確認できず、応募条件に係る実施実績を検証できませんでした。**◀全国で70以上の自治体のLED化を行っている札幌本社の会社になぜ資格がないのか！**

2 入札要件に関する他事業者との公平性について

本市は、通知人を含む全ての応募事業者に対して、「告示文」及び「提案説明書」で定める応募条件の実施実績について審査しております。

なお、公表している様式に「リース」の字句が記載されている点については、通知人に様式の不備であることを説明しています。**◀説明など受けていないし納得できるはずがない！リースだろうがESCOだろうが工事内容は同じ。**

3 入札の再実施、通知人の参加許可要望について

本件プロポーザルの手続は、告示及び提案説明書の内容に則り、運用しております。

したがって、今回のプロポーザルについては、通知人の参加を許可し、再実施を行うことは考えておりません。**◀通常、談合情報が寄せられた場合は入札は中止され、調査の上やり直しになる。**

以上

※赤線と◀は筆者が加筆

2026年8月19日

札幌市入札・契約 等審議委員会御中

株式会社あかりみらい
代表取締役 越智 文雄

入札参加資格判定に係る再苦情申立書

8月3日付で提出した「入札参加資格判定に係る申立書」(以下「本件申立書」という。)に対し、8月10日に、秋元市長名で回答がありました。しかし、回答内容は到底受け入れられるものではなく、本書をもって対して再度苦情申請を申し立てますので、ご検討のほど、お願いいたします。

記

1 業務名 札幌市市有施設照明LED化事業(文化・福祉施設ほかブロック)ほか2件

2 再申し立て内容

本件の執拗な入札妨害行為は、当社の入札参加を認めないことで特定の企業を落札させようとする担当者または担当部局の不当ないし不法な意思が明白であり、独立した第三者委員会又は第三者機関による徹底した調査を求めるものである。

特に、当該の入札所管部局は「環境部省エネ課LED化推進係」であるところ、同部局の業務上、全国でも著名かつ札幌市に本社を置く自治体LED化コンサルタントの「株式会社あかりみらい」の事は従前より認識しており、課長以下担当者も同評価を認めている。札幌市産業振興センターのインキュベーションルームに生まれ、以来、北海道で約50、全国で70以上の市町村の一括LED化を実績として有し、官民2,000件に及ぶLED工事を行ってきた地元の有名企業に対して、入札要項にも存在しない理不尽な要求を繰り返し入札参加資格すら認めない事態は、何らかの意図に基づいた極めて恣意的な運用であり官製談合の疑いを持たざるを得ないものである。

当社は、本年度8月現在でも11自治体500現場を超えるLED化工事を行っており、ホームページにも数々の実績を掲載している。

当社に実績がないと認定する「LED化推進係」は公務員として有する職務上の裁量権限の逸脱・濫用であり、本来ならば地元企業を育てるべき市の職員として、悪意ある入札妨害と認定して、公務員倫理に照らして処罰すべきものである。

あかりみらいでは全国の入札において、通常上限提示金額から20%から30%を下回る金額で落札しており、今回の入札参加結果が上限設定額に近いものとなった場合には、有力な競争者を排除したことにより、札幌市民の貴重な税金を数億円単位で特定の企業に無駄に支払うことになり、ひいては独禁法の趣旨にも悖るものである。

※赤線は筆者が加筆